

<内見実施に係る注意事項>

○お客様を内見同行案内する際の手順を確認してください。

1、内見予約(鍵の貸出しを受けるため、及び入室の許可を得るための予約)

- ・予約先 「あっせん制度のご案内」4 ページ参照
- ・予約の電話をかける日を含む **3日間以内**の日付で予約可能です。
- ・内見可能な時間は、**管理事務所の営業時間内**が基本です。(各管理事務所により、営業時間が異なります。)



OK

本日 or 明日 or
明後日の内見予約を
お願いします。



NG

3日後の内見を
予約したいのですが…

※JKKねっとの「内見」ボタンからの予約はできません！！ (必ず電話で予約)

2、イレギュラーなケース

- ・予約したいのに、管理員事務所がお休み！ そんな時は。。。
⇒公社住宅募集センター(担当者)へ連絡 **03-3409-2244**
- ・予約したいのに、公社募集センターも営業時間外！
⇒お客様にご理解いただき、翌営業日にご連絡ください。

例えば…土曜日の 18:00にお客様が来店し、翌日(日曜日)、内見することになった場合

公社住宅募集センターの営業は 18:00 までですので、内見の予約を取ることはできません。

管理事務所も 17:00 で営業を終了していますので、こちら無理ですが、翌日(日曜日)は 09:00 より営業していますので、09:00 以降に管理事務所へ予約の電話をかけてください。

(公社住宅募集センターは、日曜日と祝日は休業です。)

*いずれの場合も、内見が決まった時点で、管理事務所の留守番電話にメッセージを残してください。

3、お守りいただきたいこと

- ・内見は、「募集中の住戸に限り」ご予約が可能です。=JKKネットに空家として掲載されている住戸
「今は募集中ではないけれど、昨日は募集中だったから、とりあえず案内しよう」といったケースは認めていません。

- ・業者さんにお持ちいただいている内見鍵で入室する場合も、必ず予約をしてください。

管理員又はJKK担当者のいずれかが承知しない限り、内見はできません。

- ・お客様のご都合により、管理事務所営業終了後に内見を希望される場合も、公社住宅募集センターへ必ずご相談ください。

- ・内見時は、必ず「携携不動産会社登録証」を携行し、入室前に管理員へご提示ください。

提示が無い場合は、例え内見鍵をお持ちの業者様であっても入室をお断りいたします。

(スクリーンショット等でのご提示は承ることが出来かねます。お忘れの場合は、名刺をご提示ください。)



無断での内見は禁止です！

携携不動産会社登録証の追加発行やご不明な点は、担当者までお問合せください。